

関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンについて ～悪質商法かも！？勧誘されたら188番～

関東甲信越地区の1都9県及び6政令指定都市及び国民生活センターでは、今年度も若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施します。

また、茨城県消費生活センターでは、成人式や卒業、進学・就職の時期に当たる1月から3月までの期間、市町村と連携して啓発活動を実施することにより、悪質商法等による若者の被害防止を図ります。つきましては、当活動の周知についてご協力いただけますようお願いいたします。

実施期間：令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

参加機関：1都9県6政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センター

(茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市)

1 関東甲信越ブロック共同の取組み

・特別電話相談「若者トラブル110番」の実施

各参加機関において、特別電話相談「若者トラブル110番」を実施します。

茨城県では、悪質商法被害防止等の解決支援を目的に、電話や来所にて相談をお受けします。

(「茨城県内における若者(29歳以下)の苦情相談状況」は、別紙資料を参照)

期 間 1月14日(火曜日)・1月15日(水曜日)

時 間 午前9時から午後5時まで

電話番号 029-225-6445

場 所 茨城県消費生活センター 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号(茨城県水戸合同庁舎内)

※特別電話相談「若者トラブル110番」の期間以外でも、ご相談は受付けています。

・ポスターの掲示(各施設へ配布)

高校・特別支援学校・各種専門学校・大学・短大等教育機関、図書館、大型郵便局、自動車教習所等へポスターを配布し、若者へ悪質商法への注意喚起を促します。

ポスターに掲載のQRコードから、茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活ナビ」特設ページへ誘導し、身近にある悪質商法の事例や解決のためのアドバイス等を紹介します。

【若者被害防止キャンペーンポスター】※別添画像



・リーフレットの配架（各施設へ配布）

高校及び特別支援学校(卒業年次生徒全員)・看護学校に、若者向けの悪質商法の手口とその啓発ポイントを解説したリーフレットを配布します。

【若者被害防止キャンペーンリーフレット】※別添画像

<表面>

<中面>



2 茨城県消費生活センター独自の取組み

・交通機関における啓発

キャンペーン期間中、路線バス会社2社にポスターを配布し、バス車内に掲示してもらうことで、若者への啓発を図ります。

・パネル展の開催

若者向け悪質商法被害防止キャンペーンパネル展を行います。

場所 県庁25階展望ロビー(南側)

期間 令和7年1月9日(木曜日)午後3時から1月21日(火曜日)午後2時まで

・ホームページやSNS等での啓発

県ホームページに特設ページを開設

X公式アカウント「いばらき消費生活なび」による情報発信

新聞・ラジオによる啓発

メールマガジンの発行

出前講座の実施

ホームページ特設ページ



X公式アカウント
「いばらき消費生活なび」



3 県内市町村消費生活センター等の取組み

ホームページや広報紙による啓発及び成人式典等でのリーフレット配布、出前講座などを実施します。

各市町村の実施計画は別紙「令和6年度若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画(市町村)」を参照ください。

【本件に関するお問合せ先】

茨城県消費生活センター 相談試験課

担当：白石

TEL：029-224-4722 FAX：029-226-9156

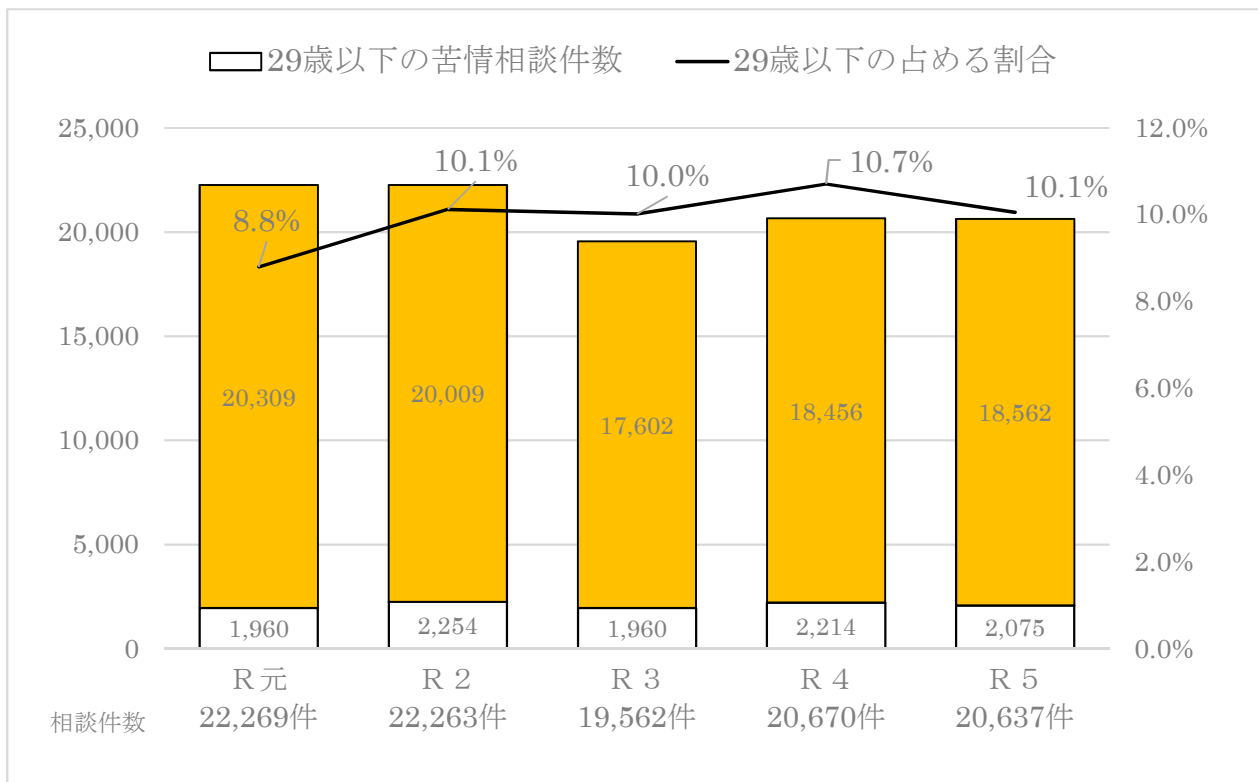
【別紙 資料】

茨城県内における若者（29歳以下）の苦情相談状況

1 県内の消費生活相談窓口における苦情相談件数（契約当事者）

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全年代	合計	22,269		22,263		19,562		20,670		20,637	
若者	20歳未満	491	2.2%	587	2.6%	435	2.2%	503	2.4%	431	2.1%
	20歳代	1,469	6.6%	1,667	7.5%	1,525	7.8%	1,711	8.3%	1,644	8.0%
	合計	1,960	8.8%	2,254	10.1%	1,960	10.0%	2,214	10.7%	2,075	10.1%

※ 割合は小数点第二位を四捨五入して計算。



※苦情相談件数は、県及び44市町村において受け付けた相談件数から、問い合わせ及び要望を除いた件数。

2 若者（29歳以下）の苦情相談に係る主な商品とサービスの相談件数（令和5年度）

順位	商品・サービス名	件数	相談内容
1	商品一般	131	商品を特定できない不審な電話、架空請求メール等
2	他の内職・副業	124	アフィリエイト内職、転売ビジネス等に関するトラブル
3	エステティックサービス	118	美顔・痩身・脱毛エステ等に関するトラブル
4	インターネットゲーム	113	オンラインゲーム、ネットカジノ等に関するトラブル
5	フリーローン・サラ金	98	多重債務やヤミ金融に関するトラブル等
6	四輪自動車	85	購入した中古車の不具合、解約料等のトラブル
7	不動産貸借	82	アパートの解約料、室内クリーニング費用等に関するトラブル
8	役務その他サービス	64	インターネット検索で見つけたロードサービス相談、サポート詐欺等
9	異性交遊関連サービス	57	テレクラ、ファッションマッサージ、街コン等に関するトラブル
10	医療サービス	39	医療脱毛、美容整形等に関するトラブル

※ 表の数値はPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム。県及び44市町村に設置）に登録された令和6年12月19日現在のデータを基に集計したもの。

(別紙)

令和6年度 若者者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画

茨城県消費生活センター

2024年11月28日現在

市町村	連絡先	主な取り組み	成人式典等	広報紙	回覧板	出前講座	街頭啓発	その他
水戸市	市民生活課 029-232-9151	広報みと1月号で新成人に向けた啓発 市内高校・中学校で出前講座を開催 IBS夕刊ほっとボイス、センターHPで啓発		○		○		○
日立市	女性若者支援課 消費生活センター 0294-26-0069	中学生向けの消費生活ハンドブックを配布 市報に掲載 ラジオ番組による啓発	○	○				○
土浦市	消費生活センター 029-823-3928	新成人に向けてリーフレットを送付 「二十歳のつどい」で啓発情報を掲載	○					○
古河市	商工観光課 0280-22-5111	「古河市二十歳のつどい」でリーフレット配布 広報古河に掲載	○	○				
石岡市	コミュニティ推進課 0299-23-7304	「はたちの集い」でリーフレット配布 庁舎等で啓発ポスターの掲示	○					○
結城市	商工観光課 0296-34-0421	「はたちのつどい」でリーフレット・ノベルティ 配布 広報結城に掲載	○	○				
龍ヶ崎市	商工観光課 0297-64-1111	「龍ヶ崎市二十歳のつどい」でリーフレット配布 広報「りゅうほー」に掲載 市ホームページで啓発	○	○				○
下妻市	商工観光課 0296-45-8993	「はたちのつどい」でリーフレット配布 広報しもつまに掲載	○	○				
常総市	商工観光課 0297-23-9088	はたちのつどいでリーフレットを配布 高校生へのリーフレット配布 広報常総お知らせ版に掲載 市ホームページに掲載	○	○				○
常陸太田市	市民協働推進課 0294-72-3111	「はたちの集い」でリーフレット配布 広報ひたちおおたに掲載 Facebookに掲載	○	○				○
高萩市	観光商工課 0293-23-7316	「はたちの集い」で啓発冊子の配布 市報掲載	○	○				
北茨城市	商工観光課 0293-43-1111	「はたちの集い」でリーフレット、啓発グッズ配 布 「高校生」リーフレット配布 広報きたいばらきに掲載 市ホームページで啓発	○	○				○

令和6年度 若者者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画

茨城県消費生活センター
2024年11月28日現在

市町村	連絡先	主な取り組み	成人式典等	広報紙	回覧板	出前講座	街頭啓発	その他
笠間市	総務課 0296-77-1101	「二十歳の集い」でリーフレット配布 市内高校あてリーフレット配布 広報かさまお知らせ版に掲載 市内回覧板で周知 市ホームページで啓発	○	○	○			○
取手市	産業振興課 0297-74-2141	市施設にリーフレット設置 広報とりでに掲載 市ホームページで啓発	○	○				○
牛久市	消費生活センター 029-873-2111	「はたちの集い」でリーフレット配布 「消費生活の窓」のコーナーに若者被害防止の記事に掲載 コミュニティ放送（FMうしく）で被害防止を呼びかけ	○	○				○
つくば市	消費生活センター 029-861-1329	「つくば市二十歳の集い」におけるリーフレット配布 広報つくばに掲載 イベントにおけるパネル展の実施 市ホームページで啓発	○	○			○	○
ひたちなか市	女性生活課 029-273-0111	「ひたちなか市二十歳の集い」でリーフレット配布 市報への掲載 海洋高校，那珂湊高校，勝田特別支援学校高等部での実施	○	○		○		
鹿嶋市	地域づくり推進課 0299-85-1320	「二十歳のつどい」でリーフレット配布 広報かしまに掲載 市ホームページで啓発 FMかしまで啓発	○	○				○
潮来市	観光商工課 0299-63-1111	「二十歳のつどい」でリーフレット配布 市ホームページで啓発	○					○
守谷市	経済課 0297-45-1111	守谷自動車学校にリーフレット配布（1月～） 広報もりやに掲載	○	○				
常陸大宮市	商工観光課 0295-52-1111	「はたちの集い」で啓発リーフレットの配布 広報紙・ホームページで悪質商法、トラブル等の周知・啓発内容の掲載	○	○				○

令和6年度 若者者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画

茨城県消費生活センター
2024年11月28日現在

市町村	連絡先	主な取り組み	成人式典等	広報紙	回覧板	出前講座	街頭啓発	その他
那珂市	秘書広聴課 029-298-1111	「二十歳の集い」でリーフレット配布 広報なかに掲載 市内回覧で周知 要望に応じて出前講座の開催 街頭でチラシ等の配布 市ホームページ・メルマガ・SNSで啓発	○	○	○	○	○	○
筑西市	商工振興課 0296-54-7011	「二十歳の集い」でリーフレット配布	○					
坂東市	商工観光課 0297-20-8666	若者向けの被害事例等を掲載したパンフレットを全戸配布する（1月中旬） 啓発リーフレットの庁内への設置			○			○
稲敷市	産業振興課 029-892-2000	「はたちの集い」でリーフレット配布 市内小中高校でリーフレット等配布 広報いなしきに掲載 市ホームページ、SNSで啓発	○	○				○
かすみがうら市	地域コミュニティ課 029-897-1111	「はたちの集い」でリーフレットおよび啓発品の配付 広報紙に掲載	○	○				
桜川市	生活環境課 0296-75-3111	はたちの集い(成人式)でリーフレット・啓発品配布 広報さくらがわに若者への悪質商法への注意を呼び掛ける記事を掲載 「くらしのかわら版」を全戸配布し啓発 市HP、市役所各庁舎のコミュニティビジョンでの啓発	○	○	○			○
神栖市	企業港湾商工観光課 消費生活センター 0299-90-1105	「はたちの集い」でリーフレット等を配布 広報紙に掲載 市内高等学校3年生に啓発冊子等配布	○	○				○
行方市	商工観光課 0291-35-2111	成人式会場にて啓発チラシの配布 市報掲載にて啓発 なめがたエリアテレビにて啓発活動	○	○				○
鉾田市	商工観光課 0291-36-7655	「はたちの集い」でリーフレット配布 広報ほこたに掲載 市ホームページで啓発	○	○				○
つくばみらい市	産業経済課 0297-58-2111	「二十歳の集い」でリーフレット配布（1/12） 各庁舎等でリーフレット配布 広報つくばみらいに掲載 市ホームページで啓発	○	○				○

令和6年度 若者者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画

茨城県消費生活センター
2024年11月28日現在

市町村	連絡先	主な取り組み	成人式典等	広報紙	回覧板	出前講座	街頭啓発	その他
小美玉市	商工観光課 0299-48-1111	「二十歳のつどい」でリーフレット配布	○					
茨城町	秘書広聴課 029-291-8802	「二十歳のつどい」でリーフレットを配架 広報いばらきおしらせ版に掲載 町内回覧で周知	○	○	○			
大洗町	生活環境課 029-267-5154	「はたちの集い」でリーフレット配布 広報おおあらいに掲載	○	○				
城里町	まちづくり戦略課 029-288-3111	「はたちの集い」でリーフレット配布 広報しろさとに掲載	○	○				
東海村	産業政策課 029-282-1711	東海高校へリーフレット配布 広報とうかいに掲載	○	○				
大子町	生活環境課 0295-76-8802	「二十歳のつどい」でリーフレット配布 広報だいに掲載 FMだいご番組内で啓発実施	○	○				○
美浦村	経済課 029-885-7141	「はたちのつどい」にて、記念品等と一緒にキャンペーンリーフレット、センター案内、若者向け資料等の啓発品配布 4ヵ月健診にてクレジット関係、子ども事故防止冊子等、若者・親子向け啓発資料等の啓発品配布 広報みほに掲載	○	○				
阿見町	商工観光課 029-888-1111	「阿見町二十歳のつどい」でリーフレット配布 広報あみに掲載	○	○				
河内町	まちづくり推進課 0297-84-6976	「はたちの集い」でリーフレット配布 広報かわちに掲載	○	○				
八千代町	産業振興課 0296-49-3943	「はたちのつどい」でリーフレット配布	○					
五霞町	生活安全課 0280-84-3618	「はたちの集い」でリーフレット配布 中学生にリーフレット配布 広報ごかに掲載	○	○				
境町	まちづくり推進課 0280-81-1314	窓口来客時に配布と庁舎内各所に配架（随時） 町ホームページで啓発	○					○
利根町	まち未来創造課 0297-68-2211	「はたちのつどい」でリーフレット・啓発用品配布 広報とね1～3月号に掲載 ポスター等を役場ホールに掲示・配架 啓発用品（クリアファイル）全戸配布	○	○				○

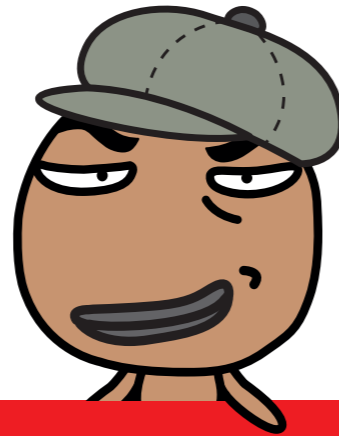
悪質商法かも!?! 勧誘されたら188番

楽しんで稼げる



サイドビジネス
商法

簡単にもうかる



マルチ商法

今日だけ割引



美容に関する
トラブル

言われたこと
あるかも!



BOKU.
KAMOKAMO...
©YUKI ISHII

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン



あやしい話には、ご用心!

消費者ホットライン
☎188

茨城県消費生活センター
☎029-225-6445
いばらき消費生活ナビ 検索 @Ibaraki_CAN



※通話料は有料です。

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフの手続き手順(メール等の場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。
- 2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。
- 3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

■メールの記載例

宛先: xxxx@xxxx.co.jp
 件名: クーリング・オフ通知
 ○○株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○○○円
 販売会社 ○○株式会社○○営業所
 担当者 ○○○○氏

支払った代金○○○○○○円を返し、
 商品を引き取ってください。

令和○年○月○日
 茨城県○市○町○丁目○番○号
 氏名 ○○○○

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等) ●特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等) ●電話勧誘販売 ●訪問購入(いわゆる訪問買取) 	8日間	<ul style="list-style-type: none"> ●業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等) ●連鎖販売取引(マルチ商法) 	20日間
---	------------	---	-------------

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。
 クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし **188**

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。
 ※通話料はいずれも有料です

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)


〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付時間
 月～金曜日:午前9時～午後5時
 日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

029-225-6445

国民生活センター 消費者トラブルFAQ

このサイトは、消費者トラブルにあわれた方に対して、FAQ形式でトラブル解決を支援する情報を提供するものです。
 時間や場所を問わず、自己解決を支援するツールとなっています。



消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

これまで、仕方がないと思われていたトラブルはありませんか?
 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

悪質商法かも!?! 勧誘されたら188番

楽しく稼げる



サイドビジネス商法

簡単にもうかる



マルチ商法

今日だけ割引



美容に関するトラブル



言われたら必ずあるかも!

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

消費者ホットライン 188

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。
 相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター いばらき消費生活ナビ 検索

029-225-6445 @Ibaraki_CAN



ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達やアプリで知り合った人から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思いい店舗に行ったら、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる商法。



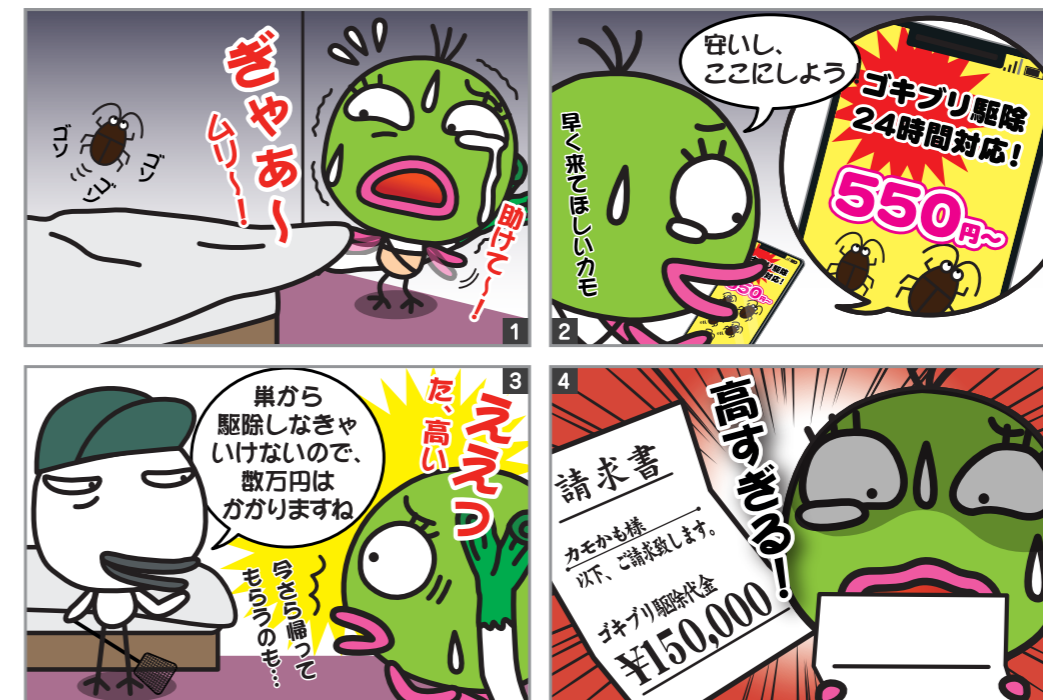
カモにならないために…

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やランキングサイトを、うのみにしない!
- 作業内容や利益のしくみが分からなければ契約しない!



緊急時サービスに関するトラブル

ネット広告等を見て安いと思いい依頼したところ、想定より高額な請求を受けたというトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- ネット広告の最低価格をうのみにしない。
- 作業前に見積書もらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 市販の殺虫剤を準備するなど、日頃から害虫対策をしておく。

こんなケースにも注意!

トイレの詰まり修理や鍵紛失時の開錠などを、ネットで検索した安い業者に依頼したところ、追加作業を勧められ、高額請求される。